

『医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例』
及び『医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める
条例施行規則』の概要

1. 条例・条例施行規則と医療法・医療法施行規則（厚生労働省令）との対照表

区 分	三 重 県		国	
	条 例	条 例 施 行 規 則	医 療 法	医 療 法 施 行 規 則
に 既 係 存 補 正 病 床 数 等 の 算 定	第2条第1項 病院等の既存病床数及び病院等の 開設・増床等の申請に係る病床数算 定に当たって行わなければならない 補正の取扱いを定めました。 その基準は規則委任。	第3条第1項～第3項 既存の病床数及び申請に係る病 床数の補正に係る算定基準を定め ました。	第7条の2 第4項	第30条の33 附則48条
師 専 の 属 設 置 薬 劑	第3条 病院又は診療所が専属薬剤師を置 かなければならない場合の取扱いを 定めました。 その基準は規則委任。	第4条 専属薬剤師を置くべき病院又は 診療所を定めました。	第18条	第6条の6
施 病 設 院 の 人 基 員 準	第4条 病院が有すべき従業者を定めまし た。 その基準は規則委任。	第5条、 附則第3項、第7項～第9項 病院が有すべき薬剤師、看護師 及び准看護師、看護補助者、栄養 士、診療放射線技師、事務員その 他の従業者、理学療法士及び作業 療法士の配置基準を定めました。	第21条 第1項	第19条 附則52条 附則53条 附則53条の2
	第5条 病院が有すべき施設を定めまし た。 その基準は規則委任。	第6条、附則第4項 病院が有すべき消毒施設及び洗 濯施設、談話室、食堂、浴室の構 造設備の基準を定めました。	第21条 第1項	第21条
員 診 療 ・ 療 養 設 所 病 の 施 床 基 施 有 準 け 有 る 人	第6条 療養病床を有する診療所が有すべ き従業者を定めました。 その基準は規則委任。	第7条、 附則第5項、第10項～第13項 療養病床を有する診療所が有す べき看護師及び准看護師、看護補 助者、事務員その他の従業者の配 置基準を定めました。	第21条 第2項	第21条の2 附則54条 附則54条の2 附則55条 附則55条の2
	第7条 療養病床を有する診療所が有すべ き施設を定めました。 その基準は規則委任。	第8条、附則第6項 療養病床を有する診療所が有す べき談話室、食堂、浴室の構造設 備の基準を定めました。	第21条 第2項	第21条の4
対 非 策 常 災 災 害	第8条 非常災害の発生時における安全確 保のための必要な設備の設置、具 体的計画の策定、定期的な訓練の実 施についての努力義務を定めました。			
権 患 擁 者 護 の 人	第9条 患者等の人権擁護、虐待防止等の ため、必要な体制整備や職員研修 の実施についての努力義務を定め ました。			

2. 条例及び施行規則制定に当たっての県の考え方

各項目につき、医療法施行規則（厚生労働省令）で示す基準を検討した結果、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性がないことから、現在の省令の基準を用いて本県の基準とすることが妥当と判断しました。

なお、本県の独自基準としては、非常災害対策（必要な設備の設置、具体的計画（非常災害対策マニュアル）の策定、定期的な訓練の実施）、患者の人権擁護について努力義務の規定を設けました。

3. 施行時期

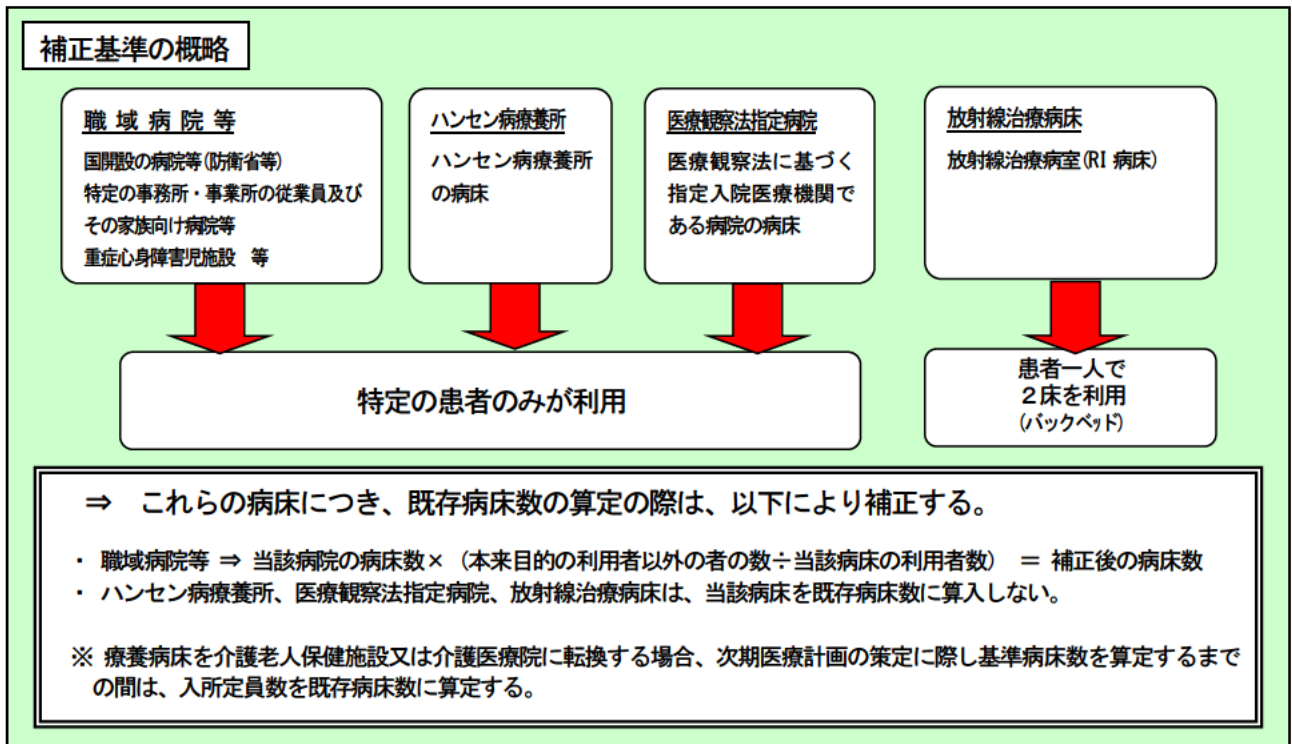
平成25年 4月 1日

(平成30年 6月29日一部改正)

(平成30年12月21日一部改正)

4. 条例・施行規則の概要

① 既存病床数等の算定に係る補正



- ◎ 各二次医療圏内の既存病床数、及び新規開設・増床等の申請に係る病院等の病床数算定に当たって、適用するこれらの補正基準を定めている。

条例において補正対象とする病床

補正対象となる病床の区分		条例による補正の概要	補正の適用
<p>特定利用者の使用病床</p> <p>〔 条例第2条第1項 〕</p>	<p>施行規則第3条第1項第1号</p> <p>① 国の開設する病院・診療所で、宮内庁、法務省又は防衛省が所管するものの病床</p> <p>② 独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院・診療所の病床</p> <p>③ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所の病床</p> <p>④ 児童福祉法第42条第2項に規定する医療型障害児入所施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院の病床</p> <p>⑤ 独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院又は診療所の病床</p>	<p>※ 次の式により算定した数（算定した数が、0.05以下であるときは0）を乗じて得た数を既存の病床の数及び申請に係る病床数として算定。</p> $\frac{\text{（当該病床の利用者のうち下記の者以外の者の数）}}{\text{（当該病床の利用者の数）}}$ <p>・職員（隊員）及びその家族（①）</p> <p>・労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者（業務上の災害を被った者に限る。）（②）</p> <p>・従業員及びその家族（③）</p> <p>・入院患者（④、⑤）</p>	<p>● 既存病床の算定における補正（施行規則第3条第2項）</p> <p>病院等の開設・増床等の申請があった日前の直近の9月30日における数</p> <p>※ 9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院等における実績、当該病院等と機能及び性格を同じくする病院等の実績等を考慮して知事が推定する数</p> <p>● 病院等の開設・増床等の申請に係る病床の補正（施行規則第3条第3項）</p> <p>当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数</p>
<p>特定目的病床</p> <p>〔 条例第2条第1項 〕</p>	<p>施行規則第3条第1項第2号</p> <p>放射線治療病室の病床で、治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの</p>	<p>既存の病床の数及び申請に係る病床数に算定しない。</p>	
<p>その他</p> <p>〔 条例第2条第1項 〕</p>	<p>施行規則第3条第1項第3号</p> <p>国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床</p>	<p>既存の病床の数に算定しない。</p>	
	<p>施行規則第3条第1項第4号</p> <p>「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）</p>	<p>既存の病床の数に算定しない。</p>	
	<p>施行規則附則第2項</p> <p>療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数</p>		<p>（経過措置）</p> <p>平成36年3月31日までの間、入所定員数</p>

② 専属薬剤師の設置

医療法第18条の規定により

(専属薬剤師の設置の基準)

条例第3条 施行規則第4条

病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

- ※ 医療法第18条ただし書きの規定により、所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、専属薬剤師を置かないこととすることが出来る。

③ 病院の人員

※ 算定に用いる入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値。ただし、新規開設又は再開の場合は、知事が推定した数（施行規則第5条第2項）

区分	必要な員数の算定に係る基準																		
薬剤師 〔 条 例 第4条 第1項第1号 〕	<p>◎ 標準的な算定式 施行規則第5条第1項第1号</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">(精神・療養病床の 入院患者数)</td> <td style="width: 33%;">(その他の病床の 入院患者数)</td> <td style="width: 33%;">(外来患者の 取扱処方箋の数)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> </table> <p>※ 上記の算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。</p> </div> <p>【特例の精神病床を有するもの】 施行規則第5条第3項</p> <p>医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であって、精神病床を有するものについては(以下、「特例の精神病床を有するもの」という。)、以下により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">(療養病床の 入院患者数)</td> <td style="width: 33%;">(その他の病床の 入院患者数)</td> <td style="width: 33%;">(外来患者の 取扱処方箋の数)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>70</td> <td>75</td> </tr> </table> <p>※ 上記の算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。</p> </div>	(精神・療養病床の 入院患者数)	(その他の病床の 入院患者数)	(外来患者の 取扱処方箋の数)	_____	_____	_____	150	70	75	(療養病床の 入院患者数)	(その他の病床の 入院患者数)	(外来患者の 取扱処方箋の数)	_____	_____	_____	150	70	75
(精神・療養病床の 入院患者数)	(その他の病床の 入院患者数)	(外来患者の 取扱処方箋の数)																	
_____	_____	_____																	
150	70	75																	
(療養病床の 入院患者数)	(その他の病床の 入院患者数)	(外来患者の 取扱処方箋の数)																	
_____	_____	_____																	
150	70	75																	

◎ 標準的な算定式 施行規則第 5 条 第 1 項 第 2 号

$$\textcircled{1} \frac{\text{(精神・結核・療養病床の入院患者数)}}{4} + \frac{\text{(感染症・一般病床の入院患者数)}}{3} + \textcircled{2} \frac{\text{(外来患者数)}}{30}$$

- ※ 上記の①②ごとに、算定数が 1 未満の場合は 1。1 未満の端数は 1 として加算。
- ※ 入院患者には、入院している新生児を含む。
- ※ 産婦人科・産科においては適当数を助産師とするものとし、歯科・矯正歯科・小児歯科又は歯科口腔外科においては適当数を歯科衛生士とすることができる。
- ※ 精神病床を有する病院(施行規則第 5 条第 3 項に規定する特例の精神病床を有するものを除く。)は、当分の間、「(精神病床入院患者数) / 4 - (精神病床入院患者数) / 5」の数の看護補助者を、看護師(准看護師)に代えることができる。 **規則附則第 4 項**

【特例の精神病床を有するもの】 施行規則第 5 条 第 3 項

特例の精神病床を有するものについては、以下により算定する。

$$\textcircled{1} \frac{\text{(結核・療養病床の入院患者数)}}{4} + \frac{\text{(その他の病床の入院患者数)}}{3} + \textcircled{2} \frac{\text{(外来患者数)}}{30}$$

- ※ 上記の①②ごとに、算定数が 1 未満の場合は 1。1 未満の端数は 1 として加算。
- ※ 入院患者には、入院している新生児を含む。
- ※ 産婦人科・産科においては適当数を助産師とするものとし、歯科・矯正歯科・小児歯科又は歯科口腔外科においては適当数を歯科衛生士とすることができる。

ただし、特定の要件に該当する病院については、以下の経過措置が適用される。

【経過措置(A)】 施行規則附則第 7 項

平成 24 年 3 月 31 日までの間に、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に限る。)又は療養病床を介護老人保健施設等に転換する旨を県知事に届け出た病院については、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、転換が完了するまで、以下により算定する。

$$\begin{array}{r}
 \text{①} \quad \frac{\text{(病床転換する精神・療養病床数)}}{9} + \frac{\text{(病床転換しない療養病床数)}}{6} + \frac{\text{(病床転換しない精神病床、結核病床入院患者数)}}{4} \\
 + \frac{\text{(感染症・一般病床の入院患者数)}}{3} + \text{②} \frac{\text{(外来患者数)}}{30}
 \end{array}$$

- ※ 上記の①②ごとに、算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。
- ※ 入院患者には、入院している新生児を含む。
- ※ 産婦人科・産科においては適当数を助産師とするものとし、歯科・矯正歯科・小児歯科又は歯科口腔外科においては適当数を歯科衛生士とすることができる。

【 経過措置 (B) 】 施行規則附則第8項第1号

平成24年4月1日において以下のいずれかに該当する病院であつて、かつ平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間にその旨を県知事に届け出たものについては、平成30年3月31日までの間、以下により算定する。

- (1) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(経過措置(A)に規定する病院を除く。)
- (2) 看護師等の員数が上記の標準的な算定式による数に満たない療養病床を有する病院

$$\text{①} \quad \frac{\text{(療養病床の入院患者数)}}{6} + \frac{\text{(精神・結核病床の入院患者数)}}{4} + \frac{\text{(感染症・一般病床の入院患者数)}}{3} + \text{②} \frac{\text{(外来患者数)}}{30}$$

- ※ 上記の①②ごとに、算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。
- ※ 入院患者には、入院している新生児を含む。
- ※ 産婦人科・産科においては適当数を助産師とするものとし、歯科・矯正歯科・小児歯科又は歯科口腔外科においては適当数を歯科衛生士とすることができる。

【 経過措置 (B) の延長 】 施行規則附則第9項

施行規則附則第8項(上記経過措置(B))の適用を受ける病院の開発者が、平成30年4月1日において上記経過措置(B)(1)(2)のいずれかに該当し、かつ平成30年6月30日までの間に再びその旨を県知事に届け出た場合には、平成36年3月31日までの間、当該経過措置を延長する。

◎ 標準的な算定式 施行規則第 5 条第 1 項第 3 号

(療養病床の入院患者数)

4

※ 上記の算定数が 1 未満の場合は 1。1 未満の端数は 1 として加算。

ただし、特定の要件に該当する病院については、以下の経過措置が適用される。

【 経過措置 (A) 】 施行規則附則第 7 項

平成 24 年 3 月 31 日までの間に、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に限る。)又は療養病床を介護老人保健施設等に転換する旨を県知事に届け出た病院については、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、転換が完了するまで、以下により算定する。

(病床転換する療養病床の
入院患者数)

9

× 2 +

(病床転換しない療養病床の
入院患者数)

6

※ 上記の算定数が 1 未満の場合は 1。1 未満の端数は 1 として加算。

【 経過措置 (B) 】 施行規則附則第 8 項第 2 号

平成 24 年 4 月 1 日において以下のいずれかに該当する病院であって、かつ平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間にその旨を県知事に届け出たものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間、以下により算定する。

- (1) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けている同法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設(経過措置(A)に規定する病院を除く。)
- (2) 看護補助者の員数が上記の標準的な算定式による数に満たない療養病床を有する病院

(療養病床の入院患者数)

6

※ 上記の算定数が 1 未満の場合は 1。1 未満の端数は 1 として加算。

【 経過措置 (B) の延長 】 施行規則附則第 9 項

施行規則附則第 8 項(上記経過措置(B))の適用を受ける病院の開設者が、平成 30 年 4 月 1 日において上記経過措置(B)(1)(2)のいずれかに該当し、かつ平成 30 年 6 月 30 日までの間に再びその旨を県知事に届け出た場合には、平成 36 年 3 月 31 日までの間、当該経過措置を延長する。

栄養士 〔 条 例 第 4 条 第 1 項 第 4 号 〕	施行規則第 5 条第 1 項第 4 号 病床数 100 以上の病院にあつては、1
----------------------------------	-------------------------------------------------

区 分	必要 な 員 数 の 算 定 に 係 る 基 準
診療放射線技師、 事務員、その他の従業者 (条例第 4 条第 1 項第 5 号)	施行規則第 5 条第 1 項第 5 号 病院の実状に応じた適当数
理学療法士、作業療法士 (条例第 4 条第 1 項第 6 号)	施行規則第 5 条第 1 項第 6 号 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

④ 病院の施設

区 分	有すべき施設	施設の基準
病 院 〔 条例第 5 条 〕	消毒施設及び洗濯施設 〔 当該業務を委託して いる場合を除く。 〕	施行規則第 6 条第 1 号 消毒施設 … 蒸気、ガス又は薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。 洗濯施設 … (特に規定なし。)
	談話室、食堂及び浴室 〔 療養病床を有する病 院に限る。 〕	施行規則第 6 条第 2 号～第 4 号 1 談話室 … 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 2 食堂 … 内法による測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。 3 浴室 … 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

※ 旧療養型病床群を有する病院の施設に関する経過措置

平成 13 年 3 月 1 日の時点で既に開設許可を受けていた病院の建物（平成 13 年 3 月 1 日以後、新築、増築、全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）内に改正前の医療法の規定による「療養型病床群に係る病床」を有するもので、上記の施設を有しない、又は上記基準を満たさないものについては、当該規定は適用しない。（施行規則附則第 4 項）

⑤ 療養病床を有する診療所の人員

※ 算定に用いる入院患者の数は、前年度の平均値。ただし、新規開設又は再開の場合は、知事が推定した数（施行規則第7条第2項）

区 分	必要な員数の算定に係る基準
<p>看護師、准看護師及び看護補助者</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">条例第6条第1項第1号、第2号、第2項</p>	<p>◎ 標準的な算定式 施行規則第7条第1項第1号、第2号</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">(療養病床の入院患者数)</p> <p>看護師・准看護師 . . . $\frac{\quad}{4}$</p> <p style="text-align: right;">(療養病床の入院患者数)</p> <p>看護補助者 . . . $\frac{\quad}{4}$</p> <p>※ 上記の算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。</p> </div> <p>◎ <u>当分の間適用される算定式</u> 施行規則附則第5項</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">(療養病床の入院患者数)</p> <p>看護師・准看護師 . . . $\frac{\quad}{2}$</p> <p>看護補助者の計 . . . $\frac{\quad}{2}$</p> <p>※ そのうちの1については看護師又は准看護師とする。 ※ 上記の算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。</p> </div> <p>※ なお、特定の要件に該当する診療所について、以下の経過措置が適用される。</p> <p>【経過措置(A)】 施行規則附則第10項</p> <p>平成24年4月1日において以下のいずれかに該当する診療所であって、かつ平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間にその旨を県知事に届け出ているものについては、平成30年3月31日までの間、以下により算定する。</p> <p>(1) 現に「特定介護療養型医療施設」である診療所 (2) 看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が施行規則第7条第1項第1号、第2号に規定する上記の「標準的な算定式」による員数に満たない診療所</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">(療養病床の入院患者数)</p> <p>看護師・准看護師 . . . $\frac{\quad}{6}$</p> <p style="text-align: right;">(療養病床の入院患者数)</p> <p>看護補助者 . . . $\frac{\quad}{6}$</p> <p>※ 上記の算定数が1未満の場合は1。1未満の端数は1として加算。</p> </div>

【 経過措置(A)の延長 】 施行規則附則第 1 1 項

施行規則附則第 1 0 項（上記経過措置 (A) ）の適用を受ける病院の開設者が、平成 30 年 4 月 1 日において上記経過措置 (A) (1) (2) のいずれかに該当し、かつ平成 30 年 6 月 30 日までの間に再びその旨を県知事に届け出た場合には、平成 36 年 3 月 31 日までの間、当該経過措置を延長する。

【 経過措置(B) 】 施行規則附則第 1 2 項

平成 24 年 4 月 1 日において以下のいずれかに該当する診療所であって、かつ平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの間にその旨を県知事に届け出ているものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間、以下により算定する。

- (1) 現に「特定介護療養型医療施設」である診療所
- (2) 看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が施行規則附則第 6 項に規定する上記の「当分の間適用される算定式」による員数に満たない診療所

看護師・准看護師	(療養病床の入院患者数)
. . .	_____
看護補助者の計	3

- ※ そのうちの 1 については看護師又は准看護師とする。
- ※ 上記の算定数が 1 未満の場合は 1。1 未満の端数は 1 として加算。

【 経過措置(B)の延長 】 施行規則附則第 1 3 項

施行規則附則第 1 2 項（上記経過措置 (B) ）の適用を受ける病院の開設者が、平成 30 年 4 月 1 日において上記経過措置 (B) (1) (2) のいずれかに該当し、かつ平成 30 年 6 月 30 日までの間に再びその旨を県知事に届け出た場合には、平成 36 年 3 月 31 日までの間、当該経過措置を延長する。

事務員その他の従業者 (条例第 6 条第 1 項第 3 号)	施行規則第 7 条第 1 項第 3 号 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数
-------------------------------------	----------------------------------------------

⑥ 療養病床を有する診療所の施設

区 分	有すべき施設	施設の基準
療養病床を有する診療所 [条例第7条]	談話室、食堂及び浴室	施行規則第8条 1 談話室 … 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。 2 食堂 … 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。 3 浴室 … 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

※ 旧療養型病床群を有する診療所の施設に関する経過措置

平成13年3月1日の時点で既に開設許可を受け、又は開設の届出をしていた診療所の建物（平成13年3月1日以後、新築、増築、全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）内に改正前の医療法の規定による「療養型病床群に係る病床」を有するもので、上記の施設を有しない、又は上記基準を満たさないものについては、当該規定は適用しない。（施行規則附則第6項）

⑦ 非常災害対策

条例第8条

病院又は診療所の管理者は、非常災害対策のため、以下のことに努めなければならない。

1. 必要な設備の設置

- ・ 消防設備を設ける。
- ・ 非常災害（震災、風水害、火災その他の災害）に対して必要な設備を設ける。

2. 具体的計画の策定

病院又は診療所の実状に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画（以下「非常災害対策マニュアル」という。）を策定する。

非常災害対策マニュアルを定期的に全ての従業者に周知する。

3. 定期的な訓練の実施

非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。

⑧ 患者の人権擁護

条例第9条

病院又は診療所の管理者は、患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下のことに努めなければならない。

1. 責任者の設置その他の必要な体制の整備を行う。
2. 従業者に対し研修を実施する。